

令和6年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後3時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	前川 義憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃次			
委員	2番	春 摘 要	3番	宮内 敬介	
	4番	竹下 るみ子	5番	林 悦子	
	6番	草刈 満男	7番	青木 正篤	
	8番	古谷 葉子	9番	浮田 益実	
	10番	葉狩 健一	11番	池本 英夫	
	12番	細山 周一	13番	長石 憲太郎	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	西沖 和己	16番	谷口 真一
17番	国石 宣広		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長	山中 章弘	書記	安道 千景
------	-------	----	-------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時02分)
事務局長	ただ今から、令和6年度第7回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、4番 竹下るみ子委員、6番 草刈満男委員をお願いをいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告をさせます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細な資料をお配りしております。 この件の報告は以上です。
議長(会長)	次に、日程第2 報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」を議題とします。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 これは200㎡未満の農業用施設に対する農地転用についてのものです。

	<p>200㎡未満は農業用施設であれば届け出でよいということになっておりますので、その届け出で報告ということになります。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p> <p>また、地区担当委員の方には詳細な資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地申請があつたので審議を求めるものです。それでは番号1について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>番号1は3筆あります。一筆目の農地の所在が大字三吉字梅ヶ坪126番1、地目は田、面積は604㎡。二筆目が同じく字梅ヶ坪127番1、地目は田、面積は1,818㎡。三筆目も同じく字梅ヶ坪131番1、地目は田、面積は44㎡。3筆合わせて2,466㎡です。</p> <p>権利種別は無償移転、贈与です。</p> <p>譲渡人は奈良県橿原市石原田町129番地12の●●●●さん。譲受人は大字三吉152番地の●●●●さん。</p> <p>申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図9ページをご覧ください。</p> <p>ここは国道53号線から上土師橋を渡り、山田集落入り口付近の農地になります。10ページにその公図。11ページ、12ページが現況写真となっております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番 浮田益実委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。</p>
9 番	<p>譲渡人の●●さんという方は、地元の両親が亡くなり嫁ぎ先に出とれられまして、家は空き家になっております。</p> <p>●●さんが十数年前からこの田んぼの管理はずっとしておって、それまでは賃貸契約で借りて作っておる状況です。●●さんの方も、この土地を持っておってもどうしようもないということで、無償で譲り渡すという話になっておるみたいです。</p> <p>●●さんのところは本人と子どもさんが農業を本気でやっておられるんで、この農地の先々を思ったら、耕作してもらった方がいいんじゃないかと本人とも話をしました。大きな問題はなく、現状維持で継続して田んぼの稲作が継続してもらえろと思っております。</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
10番	譲渡人の「貸:24.7」と譲受人の「借:24.7」それですか。
9番	今年で契約が切れるので、これを機会に話が出て、申請されたみたいです。
議長(会長)	他にありませんか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	発言がないようなので、採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成です。議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。
事務局長	引き続き、議案書の4ページをご覧ください。番号2です。 権利種別は無償移転、贈与です。 二筆ありまして、一筆目の農地の所在が大字埴師字高下坂 1329 番、地目は田、面積は370 m ² 。二筆目が同じく字高下坂 1343 番、地目は畑、面積71 m ² 。二筆合計が441 m ² です。 譲渡人は大字埴師35番地11の●●●●さん、譲受人は大字埴師155番地の●●●●さん。 申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の13ページをご覧ください。 旧土師小学校横の道を山側に行ったところの農地になります。 14ページにその公図。15ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。
3番	議案第1号の2番の報告をさせていただきます。 10月5日の土曜日に譲受人に会いまして、一応確認をしました。 写真のとおり、それぞれ申請地の田畑共に草刈り等はこれまでもずっとなされておって、自己保全されてる状況であります。今回譲り受けるということでありまし

議長 (会長)	<p>て、申請の方では大豆予定というふうになっておりますが、来年からすぐという ことにはならないと言っておりました。ただ、しっかりとこれまでどおりといいま すか、保全管理を行って農地としての維持管理をしていく、ということを確認して 参りまして、申請どおり問題ないことを報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお 願いします。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ありませんか。 それでは採決いたします。 議案第1号 番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す る意見について」を議題とします。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるも のです。 なお、整理番号1については4番 林悦子委員の世帯人が申請人となっているた め、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議開 始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(林悦子委員退席 午後3時25分)</p>
議長 (会長)	<p>それでは番号1について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の5ページをご覧ください。 農地の所在は大字口宇波字出合22番1、地目は畑、面積は31㎡です。 権利種別は所有権移転、贈与です。 譲渡人は大字口宇波6番地の●●●●さん。譲受人は同じく大字口宇波6番地の 息子さんの●●●●さん。 転用目的は狩猟解体処理後の残物焼却炉の設置となっております。 狩猟解体施設新設に伴い、施設の近くに狩猟解体後の残物の焼却設備を設置する 必要があることから、申請地は新設される解体施設に近く、近隣にも迷惑となら ない場所であり、今回の申請に至ったとのことであります。 資力及び信用については、金融機関の残高証明書で確認できており、農地制度に 関し信用を損なう行為は認められておりません。</p>

	<p>転用許可日より、約1ヶ月で工事完了予定です。転用の妨げとなる権利を有する者はないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。</p> <p>事業計画書、被害防除計画書からも排水等周辺の農地に与える影響も少ないと判断しました。</p> <p>その他、ここにはちょっと出てきておりませんが、焼却炉ということで、智頭町では税務住民課、あと県の担当課等とも協議はされて、その基準に適合する焼却炉を買われておりますので、焼却炉を設置しても良いのかという焼却炉の問題に関してはクリアされております。</p> <p>また、消防署に関しても協議済みで、消防署の方は焼却炉設置後に届け出をすれば大丈夫ということで、農地法以外の関係のところは協議をされ、進められるという状況になっているそうです。</p> <p>それでは場所ですが、別冊の申請位置図の16ページをご覧ください。主要地方同津山智頭八東線、出合橋から宇波方面へ直ぐの、右手の農地になります。</p> <p>17ページに公図を付けております。18ページに事業計画書。19、20ページに被害防除計画書。21ページに土地利用計画図。22ページに、焼却炉に屋根を付けられるということで、その立面図。23ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
12番	<p>報告します。</p> <p>10月5日に●●●●さんと会って、現地を確認しながらお話を伺いました。いま説明していただいたとおりなんですが。場所も川沿いですし、隣の農地との間も道が入っていて、問題ない場所ではないかなと。焼却炉自体も、お隣の農地から離れた場所にあるようですので、何ら問題ないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
2番	<p>この焼却炉、残渣ですね。つまり焼け残った骨やら何やら、これはどういう処理をされるんでしょう。隣に穴を掘って埋めるのか。</p>
事務局長	<p>それはディアーズと同じやり方だと思うんですけども、因幡環境等に引き取っていただくという。</p> <p>例えば、智頭ディアーズなんかは焼却する部分についても引き取ってもらっているようですけども、林さんの場合は、焼却できる物は焼却してというようなやり方だそうです。</p>

議長（会長）	その他ございませんか。
10番	狩猟解体施設そのものは、どこか別のところに。もうすでに作ってらっしゃるのか。
12番	家に付いている倉庫を潰してそこに建てるので、それに伴って、その隣のさつき報告であった小屋を代わりに建てるという。
事務局長	現在の敷地内に解体処理施設を作るそうです。
議長（会長）	その他ございませんか。 (質問、意見なし)
議長（会長）	それでは発言がないので採決いたします。 議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 林悦子委員の復席を認めます。 (林悦子委員復席 午後3時32分)
議長（会長）	それでは、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の6ページをご覧ください。 番号1です。農地の所在が大字市瀬字竹ノ出口 1503 番1、地目は畑、面積 223㎡です。 所有者は大字市瀬 1554 番地の●●●●さんです。 非農地の事由としましては「数十年に渡り農地として利用せず、現在竹林となっており、農地として復旧困難となったため」となっております。 場所につきましては、申請位置図の24ページをご覧ください。智頭インターチェンジ近くにあるコンビニエンスストア、ローソンの裏の農地になります。 25ページに公図、26ページが現況の写真です。 以上です。

議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、8番 古谷葉子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>報告します。</p> <p>10月1日に山中事務局長と現地確認に行ってきました。</p> <p>先ずローソンの駐車場に止めて、隣の建設会社さんの駐車場入らせていただいて、そこから現地に足を踏み入れてみました。写真で見えていただいたとおり、竹林となっていて、農地としての再生は難しいと。</p> <p>申請代理人の行政書士の方に手続きをお願いされているので、行政書士さんにどれくらい前から使われていないか確認してみたところ、鳥取道の工事で切り開いた頃から耕作されていないでしょう、ということでしたので、申請のとおり問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。これから質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>ございませんか。</p> <p>それでは採決をいたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは引き続き、議案書の6ページをご覧ください、番号2です。</p> <p>農地の所在が大字智頭字スガ谷口1012番、地目は田、面積は419㎡です。</p> <p>所有者は大字智頭、上市場集落の●●●●さん外24名。25名の方となっております</p> <p>本申請地は上市場町内会の土地で、この登記をされた当時、大正2年ですけども、当時は集落、町内会で財産が持てない、登記が出来なかったものですから、大正2年に、先ほどお話しした25名で登記をされている農地です。</p> <p>本年、上市場町内会は地縁団体としての認可を受けて、地縁団体であれば本件の場合は特例として委任の終了ということの原因として所有権移転を行えるようになります。当然、大正年間の相続ですので、基本的に大正の方を探して相続する、ハンコもらうことは不可能ですので、こういう町内会の用地は地縁団体の認定を受ければ委任が終了したその方たちに終了したということで、町内会の所有にすることが出来ます。ただ、手続き上所有が出来るのは今月の10月24日以降の予定と</p>

	<p>なっております。それ以降に手続きをされると。それで今回の役員さんの任期が大体内内ですので、年内の間にこういう処理を完了したいということで、今回の議案に、地縁団体は認可になっていきますので、24日以降には登記も移せるというようなことで、今回申請をされました。</p> <p>地縁団体に認可されたことによる上市場町内会の財産の整理の一環で、今回の非農地証明のお願いをしているということでした。</p> <p>それで、非農地の事由としましては、「平成30年7月の大豪雨で隣接するスガ谷川氾濫して崩落したために、土砂が流入・堆積し農地として利用できず、復旧困難となったため」となっております。現在も氾濫の可能性あるということで、県に砂防工事等の要望を出されておるということでした。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の27ページをご覧ください。勤労者体育館前の小道を奥に入っていく突き当たりの農地です。</p> <p>28ページに公図、29、30、31ページが現況の写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、8番 古谷葉子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>報告します。</p> <p>先ほどの番号1と同じく、10月1日に山中事務局長と現地確認を行いました。説明していただいたとおりで、現地に入ってみると足下に大きな石とか流木がたくさん埋まっている状態で、とても堅く歩きにくく、機械の爪も入らないような状況です。</p> <p>スガ谷川は凄く細い川なんですけれども、ここで流木が流れてくるような災害があったということは、相当な水量があったと思います。ただ、人が入るにも危ないような通路でしたし、農地の復旧は困難でありますので、申請のとおりで問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>ございませんか。</p> <p>それでは、発言がないようですので採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、番号3、4、5については申請人が同一人のため一括して審議したいと思います。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の6ページ、7ページになります。</p> <p>所有者は岡山県津山市野会代1348番地12の●●●●さん、●●●●さんです。まず、番号3番です。農地の所在が、大字大内字室屋316番。地目は畑。面積は241㎡です。</p> <p>非農地の事由としましては、昭和の時代から自宅敷地の一部、資材置場として使用しており、建物を取り壊した後も更地として放置されたままとなっており、農地として普及困難となったため、となっております。</p> <p>次に、議案書の7ページになります。番号4です。</p> <p>農地の所在が、大字大内字室屋322番。地目は畑。面積16㎡です。</p> <p>非農地の事由としましては、昭和の時代西側部分に私道が造られて、私道と川に挟まれた傾斜地となって、また、電柱も設置されて農地として利用価値のない土地となったため、となっております。</p> <p>次に、番号5です。農地の所在が、大字大内字横根谷上平476番2。地目は畑。面積は12㎡です。</p> <p>非農地の事由としましては、前所有者が高齢のため耕作出来なくなり、長年放置されてきたことと、本農地は高架下且つ傾斜地であるため、農地として復旧困難なため、となっております。</p> <p>3件の場所につきましては、申請位置図32ページをご覧ください。</p> <p>番号3と4につきましては、大内集落中程内の農地となり、番号5については、大内の親水公園対岸の、智頭急行高架下の農地となります。</p> <p>33ページと飛んで36ページに公図。34ページ、35ページ、飛んで37ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
2 番	<p>それでは、番号3、番号4、番号5についての説明を致します。</p> <p>いずれも10月2日に現地確認をしております。その上で、代理申請人の行政書士さんの●●さんに電話確認をしております。</p> <p>番号3につきましては、非農地証明の審査基準と照らし合わせながら見ました。農振の農用地でないこと。それから23年前まで宅地との利用をして、その後更地にしてます。農地への復旧は困難と判断しました。</p> <p>申請書のとおり問題ないことを確認しております。</p> <p>尚、申請人の●●●●さんと●●●●さん。この方は姉妹です。所有者の父親が他界して、今回贈与というか、それを行うための整理ということになっております。</p> <p>番号4につきましても、非農地証明の審査基準で確認しております。この件も農</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>振農用地区でないことと、35年以上私道や川、電柱によって農地での利用価値がない土地で現在に至っておるということです。 申請書のとおり問題ないことを確認しております。 番号5につきましても、同じく農振農用地でないこと。それから、長年放置され、利用価値の低いままとなっております、これまた、復旧困難と判断し申請どおり問題ないことを確認しております。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ございませんか。 それでは採決いたします。議案第3号 番号3、4、5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号3、4、5は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号6、7、8については申請人が同一人のため一括して審議したいと思っております。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の7ページから8ページになります。7ページをご覧ください。 所有者は東京都足立区東和二丁目8番地1の606の●●●●さんです。 番号6の農地の所在が、大字三田字土居357番。地目は畑。面積115㎡です。 非農地の事由としましては、48年以上前から墓地として使用しているためとなっております。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。番号7です。 農地の所在が、大字三田字土居359番。地目は畑。面積は13㎡です。 非農地の事由としましては、60年以上耕作しておらず、農地として復旧困難になったため、となっております。</p> <p>次に、番号8です。 番号8番は二筆ありまして、一筆目農地の所在が大字三田字小谷口610番2。地目は畑。面積は98㎡。二筆目が同じく字小谷口612番1。地目は畑。面積36㎡です。二筆合計134㎡です。 非農地の事由としましては、70年ぐらい前に植林し、農地として復旧困難なため、となっております。</p> <p>3件、4筆の場所につきましては申請位置図の38ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>番号6、7については、国道53号線から三田橋を渡り、三田集落内中程の農地となります。番号8については、三田集落奥の右手の山側の農地です。 39、42ページに公図。40、41、43ページが現況の写真となっております。 以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>10月1日に6番、7番、8番の現地確認と、行政書士の●●さんには電話にて申請の確認をしました。</p> <p>6番と7番は面接しており、昔で言えば段々畑の裾のところみたいで、6番はもう墓地。その前に、さっき言われたように、畑があって原野に近い状態です。もう木が生えて再生不能でしょう。</p> <p>8番の方は農道の、昔の段々畑があったところに木が植えてあると。申請どおり、見てもらったら分かるように、もう相当年数が経って、木も50年以上経過している状態です。これも申請どおりで間違いないことで、再生不可能と思い、ここに報告だけさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありませんか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号6、7、8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号6、番号7、番号8は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>非農地通知の発出について決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今回、所有者の方より、山林になっているんだけど農地でなくして欲しいなという相談がありました。そこで、見てみると昨年利用状況調査で再生利用が困難という結果になっておりました。</p>

	<p>それでは、議案書の9ページをご覧ください。 番号1です。農地所在が大字埴師字後谷口88番。地目は田。面積は515㎡です。 所有者は大字埴師35番地11の●●●●さん。 利用状況調査の内容につきましては、去年の令和5年10月1日の調査で再生利用が困難、山林ということになってきております。 場所につきましては、申請位置図の最終ページ、44ページをご覧ください。ここも旧土師小学校の横の道を、ずっと山側に入って行ったところの農地です。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
11番	<p>非農地証明願であって、利用状況調査の判断との仕分けは何かあるんですか。</p>
事務局長	<p>どうでしょう。では、ちょうど「その他」のところを話しようかと思ったことがあるんですけど、前回も4条、5条とか、非農地通知や証明のことがちょっと解りにくいなあという話があって。 では、総会の中ですけど、この話をさせていただこうかなと思うんで、この資料を配布させてもらえますか。</p> <p style="text-align: center;">（事務局より資料配付あり）</p>
事務局長	<p>皆様には多分ご承知のことだと思うんですけど。少し、4条、5条、非農地通知、非農地証明の仕分けが解りにくいというお話が以前ありまして、ちょうどその他の研修のところで説明してはとっていたところです。 ちょっと話は、葉狩委員の回答から離れるかも知れませんが、農地転用許可制度で、先ず4条、5条というのがあります。農地転用の目的は、良好な営農状況を備えている農地を守る一方、経済上必要な土地の需要にも対応してするために、この農地転用制度というものが制度として設けられています。4条というのは農地の権利移動を伴わない転用。用は許可の申請者が農地所有者。自分が自分の土地で転用をしたいというときに出すものが4条です。5条というのは農地の権利移動が伴う転用で、申請者は売り主とか貸し主と、転用事業者。買い主とか借り主、両方が申請をします。ですから、4条は自分の土地を自分で転用したいときに出すのが4条。5条というのは名義が自分の土地でない土地を買ったり借りたり、貰ったりして転用を出したいときに出すものが5条ということになります。 参考までに一枚はぐっていただきますと、我々事務局等ではこのようなシートで転用できるか出来ないかというようなものをチェックしていくんですけど、基本的に農振農用地とか圃場整備してあるってゆうところは、転用が原則出来ませんよということになっています。智頭町の場合は、ほぼ9割方一番下に行きます。この7番のところまで降りて行って、結局どれにも該当しない、一種とか二種とか、三種にも該当しない。用は中山間の農地で農業公共投資の対象にならないような、小</p>

規模な生産性の低い農地に該当するというところに、智頭町の場合は行ってしまいます。そうすると、扱いは第二種農地と同じに扱いなさいということになって、智頭町の場合多くは、何でもなし農地とどれにも該当しない農地だから二種で扱いなさいと。二種というのは、どうしてもそこじゃないと駄目だという理由があれば転用できるというような扱いになって、智頭町の場合はほぼこういう形態で転用しているというのが現状です。

一枚はぐっていただいて、その時に付ける、皆さんから議決をいただいて、この意見書を付けて県に出すんですけども、この真ん中のあたりですね、農地の区分。二種農地で、中山間地等に存在する農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、代替地がないんですよということで、意見書を付して送ると。

その中で、本当に小集団で生産性の低い農地なのかというのは、この次の、もう一枚はぐっていただいて、写真があるんですけども、これはたまたま前回の富沢の農地ですけど、この第二種農地の根拠の図面ということで、この申請地は北も東も南も宅地に囲まれているし、西側は河川によって周辺農地とも分断されていて、そういう一体的な農地でもないし、公共性は低いですよ、ということをごく図面で示すと。こういうような形態で、他の今まで転用の許可をいただいているところも、今日の5条の議決をいただいたところも、こういうような形で県の方に送ると。

それでこの意見書を、許可権者の県がチェックして転用オクケーですよ。もし疑問があれば、こういう資料がありませんか、こういう資料出してくださいというものが、我々事務局のところに来るといようなことで、一ヶ月か一ヶ月半等で許可が下りてくる。というような流れになろうかと思ひます、転用に関しましては。

表紙に戻っていただいて、次に非農地通知なんですけども、この非農地通知というのは農地法第30条に基づいて、皆さんいま農地パトロールをしていただけてますけども、農地パトロールをして非農地と判断した場合は、所有者へ非農地通知、この総会で議決を経て送ります。非農地通知を送ると、通常であれば非農地通知の一覧表を市町村税務担当、うちで言うと税務住民課に出します。で、税務住民課から法務局へ行きます。

ただ、前回もお話ししたように、今日のような1件、2件の非農地通知は問題ないんですけども、法務局とも協議で、例えば八頭町さんなんかであれば1回の申請を百件前後に抑えてくれと、対応が出来ないんでという話があります。智頭町もどのくらいの数で出来るのか、税務住民課がどのくらい対応できるのか、法務局はどうかというような、これから協議とか、どんな書類をとかの協議をして、来年とか来年度ぐらいから、今まで止まっています非農地通知が智頭町でも出せていけるようにしたいなと思ひて、いま準備をしているところです。

従って、本来であればこの非農地通知というのは、法律に基づいて行う非農地の証明になります。ここの表紙に書いてますように、上までが農地法に基づく本来の許可や通知。この線から下というのが行政サービスです。法に基づくものでなくて、サービスとして行うというもの。サービスの中に非農地証明というのが入ってまして、理屈的には非農地証明はないそうなんです。農地パトロールをして非農地と思うから非農地通知を出す。理屈はそうなんですけど、農地パトロールでも見落とししたり

	<p>とか、もしかしたら非農地だとは判断しなかったとか、でも所有者さんが非農地として判断して欲しいとか、あと、見に行けなかったとか。百パーセント農地パトロールだけでは判断しきれない部分がある。それを本人さんの申請で証明をしてくれないかという申請が出てきたら、農業委員さんが現地を確認したりして、ああ本当だ、農地じゃないわという確認をして出すことが出来るサービスが、非農地証明ということになります。</p> <p>ただ、法務局としては非農地通知も非農地証明も、それを持ってこられたら同じように、農業委員会が認めたということで、地目変更の登記とかということとは出来ません。</p> <p>ですから本来は、非農地証明という物はなくて非農地通知でいけるんですけども、理屈どおりには非農地通知だけではいけないということで、サービスとして非農地証明があるということです。</p> <p>今回の智頭町の議案も、この非農地通知の場合は相談があってチェックをしてみたら、昨年の農地パトロールで非農地だという判断されていたので、それであれば本来の法的に基づく業務である非農地通知を出せばいいじゃないかという判断で、議案を上げさせてもらっています。</p> <p>こちらの非農地証明の方は、一部、昨年非農地と判断されたところもありますけど、後のものは非農地判断がしてなかったということがありますし、後は個人さまが業者に頼まれて、お金を払って業者さんが非農地証明願を持って来ているという現状で、そちらは今までどおり非農地証明という形で出さしてもらおうということで行っています。</p> <p>ですから、非農地証明と非農地通知の仕分けというのはそういう形で行っていくと。将来的にはどちらかという非農地証明より非農地通知のほうが増えていくのが本来の形なのかな、とは思っていますけども。</p> <p>そんな形でさせていただいてるということで。</p> <p>どうでしょう、ざっくりとした話でしたけど、ご理解いただけましたでしょうか。何かご質問があればお願いしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ちょうど上手に後での研修、勉強会のところも、4条5条のところもして貰ったということですが。</p> <p>何かその他ございましたら。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第4号 番号1について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第4号 番号1は非農地と判断することに決定いたしました。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、日程第3 議案第5号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の10ページをご覧ください。 10月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画(案)意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、田が3,016㎡、畑が191㎡、合計3,207㎡です。 利用権を設定する者が3名、受ける者が3名となっております。 期間につきましては、5年から10年未満で1,719㎡、10年以上で1,488㎡となっております。 それでは11ページで詳細について説明をします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会</p>	<p>(閉会 午後4時10分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年10月10日

智頭町農業委員会議長 前川 義 憲

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子

智頭町農業委員会委員 草 刈 満 男